

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成28年12月13日(火) 午後 4時53分 開会 午後 5時 6分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 (9 人)	山田 昌紀 相馬 欣行 宮脇 俊彦
	舘 大樹 横田 典之 萩原 鉄也
	橋田 夏枝 小沼 富夫 越水 清(議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員	市長(高山松太郎)
	総務部長(安藤隆幸)
	総務課長(山室好正)
	総務課文書法制係長(川野忠人)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 副主幹
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 追加議案等の提出について

午後 4 時 5 3 分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 本会議に引き続き、お疲れさまです。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【越水清議員】 皆さん、お疲れのところ、ありがとうございます。一般質問も残すところ 1 日となりました。これから、追加議案、委員会付託審査の結果報告などについて、よろしくをお願いいたします。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつ及び執行者側の説明をお願いいたします。

○市長【高山松太郎】 大変お疲れのところ、ご苦労様でございます。

10 月議会臨時会に上程させていただきまして、議会閉会中にご審査いただきました、平成 27 年度一般会計 各特別会計歳入歳出決算の認定 6 議案、本議会 12 月定例会の当初に提出いたしました 40 議案につきましては、11 月 29 日、12 月 5 日の本会議においてご審議いただき、いずれも原案どおり認定又は可決をさせていただきました。まことに、ありがとうございます。

それでは、12 月定例会に追加提出させていただきます人事案件 3 議案につきまして、私からご説明させていただきます。

○議案第 79 号 副市長の選任について

議案書の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。宍戸副市長の任期が、平成 28 年 12 月 31 日をもちまして満了することに伴い、引き続き副市長として選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定により提案をさせていただきます。

宍戸副市長は、平成 25 年 1 月 1 日以降、4 年にわたり私を補佐し、市政の発展に寄与していただきました。今後も市政を取り巻く様々な環境の変化に適宜、適切に対応するため、私を補佐し、政策、企画をつかさどっていただけるものと確信しておりますので、再任につきましてご理解賜りたいと存じます。なお、宍戸副市長の略歴につきましては、議案書の 2 ページに参考資料として記載してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

○議案第 80 号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

続きまして、議案書の 3 ページをごらんいただきたいと存じます。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第 423 条第 1 項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。委員につきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村

長が選任する」こととされており、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は、地方税法第423条第6項の規定により3年となっております。

この3人の委員のうち、平成25年12月22日に選任をいたし、ご活躍をいただいております。高橋伸委員の任期が、平成28年12月21日をもって満了となります。高橋委員におかれましては、1期3年の間、ご活躍をいただきましたが、ご都合により、任期の満了とともに退任したいとの申し出がございましたことから、後任の委員として、三野光高氏を選任いたしたいので、ご提案するものでございます。

なお、三野氏の略歴につきましては、議案書の4ページに参考資料として記載してございますが、三野氏は、税理士であり、固定資産に関する知識や地方税法等に関する学識を有していること、また、平成30年度における固定資産税の評価替えを見据えた中、今後においての同委員会の円滑な運営を図るために、同氏を選任することといたしたいので、ご理解賜りたいと存じます。

○議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について

続きまして、議案書の5ページをごらんいただきたいと存じます。人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定によりまして、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」とされています。委員の人選に当たりましては、同法第6条第3項の規定により市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の委員の定員は6人で、任期は同法第9条の規定により3年とされています。

この6人の委員のうち、平成20年4月から3期9年にわたりご活躍いただいております。秋山壽志委員の任期が平成29年3月31日をもって満了となりますが、引き続き委員候補者として推薦いたしたいので、同法の規定により提案をするものです。

なお、秋山氏の略歴につきましては、議案書の6ページに参考資料として記載してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上で、伊勢原市議会12月定例会に追加提出いたします議案につきましての説明を終了させていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【山田昌紀議員】 ただいま市長から説明がありました内容について、質疑があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】 なしと認めます。市長は所用のため、ここで退席いたします。ありがとうございました。

〔市長（高山松太郎）退席〕

○委員長【山田昌紀議員】　　続きまして、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長【安藤隆幸】　　それでは引き続き、私から伊勢原市議会 3 月定例会の招集期日についてご報告申し上げます。3 月定例会につきましても、2 月 22 日、水曜日に招集する予定でございますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

○委員長【山田昌紀議員】　　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑があればお伺いします。（「なし」の声あり）以上で、執行者側の説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【岡留一司】　　それでは、お配りいたしました、議会運営委員会・議会側処理事項（12 月 13 日）をごらんいただきたいと思います。

1 委員会の審査状況について

配付いたしました資料のとおりでございます。12 月 16 日の本会議におきまして、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行うものでございます。

2 請願・陳情の受理状況について

新たな請願・陳情の提出はございません。

3 議員提出議案の提出について

(1) 意見書

- ・議員提出議案第 6 号・厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書について

本件につきましては、陳情第 18 号に基づく意見書でございます。

提出者 総務常任委員会委員長

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、最高裁判所長官

- ・議員提出議案第 7 号・原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求める意見書について

本件につきましては、陳情第 17 号に基づく意見書でございます。

提出者 産業建設常任委員会委員長

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、復興大臣、福島県知事、神奈川県知事

- ・議員提出議案第 8 号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について

本件につきましては、陳情第 12 号に基づく意見書でございます。

提出者 教育福祉常任委員会委員長

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務

大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

- ・議員提出議案第9号・介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書について

本件につきましては、陳情第13号に基づく意見書でございます。

提出者 教育福祉常任委員会委員長

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

- ・議員提出議案第10号・私学助成の拡充を求める意見書について

本件につきましては、陳情第19号に基づく意見書でございます。

提出者 教育福祉常任委員会委員長

提出先 神奈川県知事

- ・議員提出議案第11号・私学助成の拡充を求める意見書について

本件につきましては、陳情第20号に基づく意見書でございます。

提出者 教育福祉常任委員会委員長

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

なお、意見書6件につきましては、本会議において6件の各陳情が採択された場合に、追加議案として提出するものでございます。

4 議員の派遣について

1月25日に座間市で開催される県央八市議会議員合同研修会に全議員を派遣するものでございます。以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 議会側処理事項については、以上であります。

なお、各常任委員会委員長から、それぞれ提出された意見書の内容に賛成いただける方は、委員会終了後に、議案への署名をお願いいたします。

次に、議案の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【岡留一司】 正副委員長と協議の上、議案の付託表の案を2枚配付してございます。1枚は、当初分として、議案第79号から第81号までにつきまして、委員会付託を省略するものでございます。もう1枚は、先ほどご説明させていただきました、追加議案となる議員提出議案第6号から第11号までの6件につきまして、委員会付託を省略するものでございます。以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、お諮りいたします。議案の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いた

します。

本日本日予定した案件は以上ですので、これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時 6 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 28 年 12 月 13 日

議会運営委員会
委員長 山 田 昌 紀